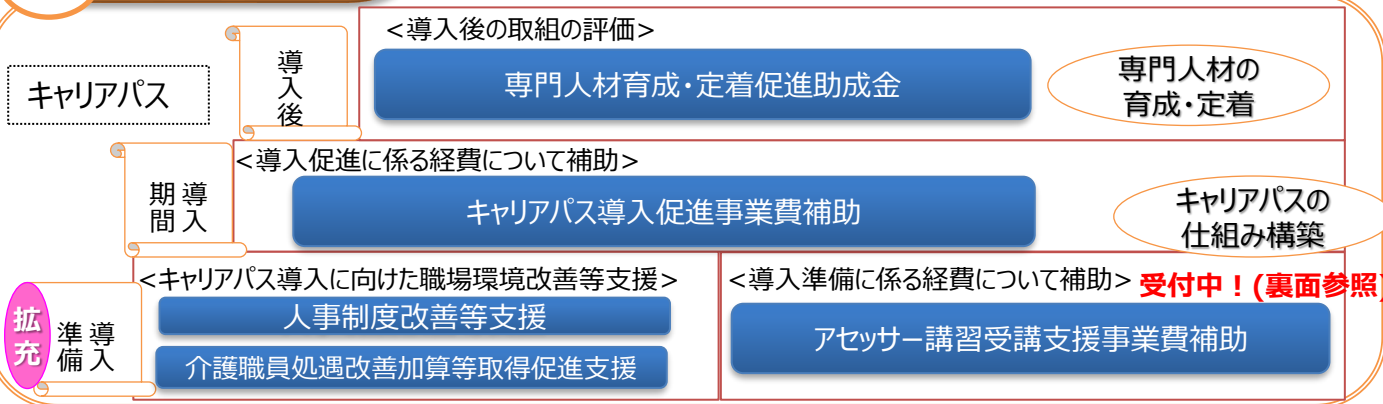




令和2年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

5 つの支援メニュー

各事業所の段階に応じたメニューをご用意しております。
令和2年度より、導入準備期間の支援を充実して実施します。



令和2年5月中旬に本事業説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止することとしました。**説明会で配布予定だった資料は、東京都福祉保健財団HPに掲載しています。**

対象事業所		サービスの種類		
訪問介護	(介護予防) 短期入所療養介護	夜間対応型訪問介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保健施設サービス
通所介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス
(介護予防) 短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設サービス

(注1) 都内に所在する事業所とする。(注2) 国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除く。(注3) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。(注4) 上記の(注2)と(注3)については、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援」には、適用しない。

～導入準備期間(キャリアパス導入に向けた職場環境改善等支援)～

人事制度改善等支援 **受付終了**

【事業内容】
 ○経営コンサルタントによるweb上での研修や電話・メール等による個別相談を行い、各事業所に応じた給与体系や、研修体系等の導入を支援します。
 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面によることなく支援をお受けいただけます。

【利用条件】
 ○キャリアパス導入促進事業費補助を申請していないこと(令和2年度含む)
 ○令和2年度又は令和3年度に「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること 等



介護職員処遇改善加算等取得促進支援 **無料電話相談及び訪問相談予約を、受付中**

令和2年度新規

【事業内容】
 ○「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、社会保険労務士が、電話や訪問により、加算取得のためのアドバイスを実施
 ○加算取得方法についての説明会(予定)

【その他】 介護キャリア段位制度を活用していない事業所で、本支援を利用する場合には、以下の取組に努めてください。
 ○令和2年度又は令和3年度に「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。
 ○令和2年度以降に、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請するよう努めること。

【電話相談・訪問予約はこちらから】「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117
 ○毎週月・水・金(祝日を除く) 9:30～16:30(祝日と開催日が重なった場合は、翌日に実施)

～導入準備期間（導入準備について係る経費について補助）～

アセッサー講習受講支援

<交付申請受付中！>

交付申請書提出期間：令和2年11月2日から令和3年1月6日まで

【事業内容】

○「介護キャリア段位制度」において、評価者（アセッサー）の資格を職員に取得させる事業所を支援

【対象経費】

○職員のアセッサー講習受講に必要な経費

【補助基準及び補助率】

○上限額1人当たり23,230円、10/10

【補助要件】

○評価者（アセッサー）講習を受講し、修了証の交付を受けること 等



～導入期間（導入促進に係る経費について補助）～

キャリアパス導入促進事業費補助

受付終了

【事業内容】

○介護キャリア段位制度を活用し、レベル認定者に対する認定手当相当額等を支給した事業所に対し補助

【1事業所当たり補助基準及び補助率】

レベル認定者数	基準額※	レベル認定者数	基準額※	補助率
1人	50万円	3人	150万円	10/10
2人	100万円	4人以上	200万円	



【補助期間】

※例外有

○原則として、レベル認定者を初めて輩出した年度（本補助金の交付を受けた初年度）から起算して3年間
ただし、上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合は、最長で5年間まで延長

～導入後（取組の評価）～

専門人材育成・定着促進助成金

受付終了

【事業内容】※事業所がキャリアパス導入促進事業費補助を初めて受給した年度等に応じて、事業内容や補助要件が異なります。

①受給した初年度が、平成29年度だった事業所の場合

キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から3年間（※1）継続して受給している事業所において、離職率が改善等した場合に、一定額を補助 ※1：平成29年度～令和元年度

②受給した初年度が平成28年度だった事業所の場合

令和元年度に本助成金を受給した事業所において、離職率が改善等した場合に、一定額を補助

【補助基準及び補助率】

レベル認定者数 （※2）	事業内容① 基準額	事業内容② 基準額	補助率
2人以下	90万円	110万円	10/10
3人以上	180万円	220万円	

※2 キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して、3年目に補助対象となった数

【補助要件（①の場合）】

キャリアパス導入2年目、3年目の離職率の平均が、導入前2年間の離職率の平均と比較して改善していること 等

その他（問合わせ先）

■ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関すること

一般社団法人シルバーサービス振興会（URL：<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>）
e-mail:careprofessional@espa.or.jp

■ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援に関すること

東京都社会保険労務士会（URL：https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/）

【電話相談・訪問予約はこちらから】「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

○毎週月・水・金（祝日を除く）9：30～16：30（祝日と開催日が重なった場合は、翌日に実施）

■ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

（URL：<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>）

TEL:03-3344-8532